八潮市週休２日制モデル工事試行要領

令和６年３月２８日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、本市発注の建設工事（営繕工事を除く。）において、「週休２日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　週休２日　契約工期のうち、対象期間における４週８休以上の現場閉所率を達成することをいう。

（２）　現場閉所　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含め１日を通じて現場が閉所された状態をいう。

（３）　現場閉所日　対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（４）　現場閉所率　現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定したものをいう。

（５）　対象期間　契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」をいう。

（６）　現場施工着手日　現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

２　年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

３　降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

４　地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所日に作業が生じる場合には、原則として作業日前後の７日以内に振替の現場閉所日を設定するものとする。

（対象工事）

第３条　モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

（１）　竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

（２）　緊急を要する工事（緊急随契で実施する災害復旧工事、応急工事等）

（３）　単価契約方式による工事

（４）　前各号以外の理由により週休２日の取得が困難な工事

（発注方式）

第４条　モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案し発注者が選定する。

（１）　発注者指定型方式

（２）　受注者希望型方式

２　発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙１に基づき、入札公告及び特記仕様書にその旨を明示するものとする。

（工期の設定）

第５条　発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休２日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、１４日を上乗せするものとする。

２　契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

（１）　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

（２）　著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合

（３）　工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合

（４）　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

（５）　その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第６条　発注者指定型方式においては、当初の設計金額に対し、次に掲げる経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額補正して契約変更を行う。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０５ |
| 機械経費（賃料） | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０４ |
| 現場管理費 | １．０６ |

２　受注者希望型方式においては、当初の設計金額に対し、次の（１）に掲げる経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、閉所状況等に応じ次の（２）及び（３）に基づき請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０５ |
| 機械経費（賃料） | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０４ |
| 現場管理費 | １．０６ |

（２）４週７休以上４週８休未満（現場閉所率２５．０％以上２８．５％未満）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０３ |
| 機械経費（賃料） | １．０３ |
| 共通仮設費 | １．０３ |
| 現場管理費 | １．０４ |

（３）４週６休以上４週７休未満（現場閉所率２１．４％以上２５．０％未満）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０１ |
| 機械経費（賃料） | １．０１ |
| 共通仮設費 | １．０２ |
| 現場管理費 | １．０３ |

（実施方法）

第７条　受注者希望型方式の場合、受注者は、契約後速やかに「モデル工事」の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休２日制モデル工事実施届（様式１）を提出する。

２　工事施工着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

（１）　受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

（２）　受注者は、現場施工着手日から２８日分の「休日取得計画書（様式２）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

（３）　受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをＰＲするため、別紙２の記載例を基本とした掲示図を工事現場の見やすい場所に掲示する。

３　対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

（１）　受注者は、翌２８日分の「休日取得計画書（様式２）」を７日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受け、７日に満たない最終週は対象期間から除く。

（２）　２８日間終了後、「休日取得実績書（様式３）」を７日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受ける。

（３）　天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

（４）　発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速な対応に努める。

（５）　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

４　現場施工完了時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

（１）　受注者は、現場施工完了日以降３日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書（様式３）」及び「休日取得実績書【集計表（様式３－２）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

（２）　発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

（アンケート調査）

第８条　受注者は、現場施工完了日から工事検査の３日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

（工事成績評定における評価）

第９条　発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評定において、下表のとおり加点を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現場閉所の達成状況 | 発注者指定型 | 受注者希望型 |
| ４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上） | ２点 | ２点 |
| ４週７休以上４週８休未満（現場閉所率２５．０％以上２８．５％未満） | ― | １点 |
| ４週６休以上４週７休未満（現場閉所率２１．４％以上２５．０％未満） | ― | ０．５点 |

※加点は評価項目「創意工夫」で行うため、得点割合０．４を乗じた点数となる。

※令和６年４月１日以降に契約する案件を対象とする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別紙１（第４条第２項関係）

入札公告及び特記仕様書への「週休２日制モデル工事」である旨の明示

本工事は、八潮市「週休２日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

※記載箇所は案件により異なる場合がある

**週休２日制モデル工事に係る特記仕様書**

（趣旨）

第１条　本工事は「週休２日制モデル工事（※型）」（※「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入）の試行対象工事であり、「週休２日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（週休２日の確保）

第２条　対象期間において、原則として土曜日及び日曜日を休日（現場閉所）とし４週のうち８休以上を確保することとするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることを妨げない。

（対象期間）

第３条　本工事における契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。ただし、７日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。

（モデル工事であることの明示）

第４条　本工事がモデル工事である旨を、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（提出書類等）

第５条　本工事の受注者は、次に定めるとおり書類の提出及び確認を受けるものとする。

（１）現場施工着手前

ア　週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ　現場施工着手日から２８日分の休日取得計画書（様式２）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

（２）現場施工期間中

ア　受注者は、翌２８日分の休日取得計画書（様式２）を当該休日取得計画書の初日となる日の７日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受ける。

イ　受注者は、前号イ又は第２号アの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後７日以内に、休日取得実績書（様式３）を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ　受注者は、天候の影響や地元対応等により、休日の振替等を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後速やかに発注者に報告することとする。

（３）現場施工完了後

ア　現場施工完了日から３日以内に、最終の「休日取得実績書（様式３）」及び「休日取得実績書【集計表（様式３－２）】」を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

（その他）

第６条　この特記仕様書に定めのない事項については、「八潮市週休２日制モデル工事試行要領」に定めによるほか、必要に応じて監督員等と協議のうえ、決定するものとする。

別紙２（第７条第２項関係）

記載例

週休２日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休２日の確保に取り組むモデル工事です。

工事名　　○○○○工事

発注者　　八潮市

受注者　　○○建設株式会社

※大きさは、Ａ３サイズ以上とする。